

水道料金の基本料金の減免措置について

1. 概要

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援事業として水道料金の基本料金減免を実施します。なお、減免については、減収となる部分について、国からの交付金で補填されるため、施設更新など水道事業の経営には影響しないものとなります。

2. 減免内容

水道料金の基本料金を6か月間全額免除（令和8年4月検針分から）

【減免額の例：1回の検針で2か月分を請求】

メーター口径	基本料金（1か月分：税込）	免除額（6か月分）
13mm	671円	4,026円
20mm	1,078円	6,468円

3. 対象者及び申込手続き

○日高市で水道を使用している市民・事業者（ただし、市役所等の施設は除く）

○申込み手続きは不要。免除前の額から基本料金を差し引いた額で請求します。

4. 減免期間

【偶数月検針地区】

令和8年3月～8月使用分（4、6、8月検針分）の基本料金を予定

【奇数月検針地区】

令和8年4月～9月使用分（5、7、9月検針分）の基本料金を予定

▼減免の対象となる使用期間と請求月

検針月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
偶数月		4月検針	4月分請求					
				6月検針	6月分請求			
						8月検針	8月分請求	
	※3～8月までの6か月分							
奇数月			5月検針	5月分請求				
					7月検針	7月分請求		
							9月検針	9月分請求
	※4～9月までの6か月分							

5. 周知方法

検針票を活用、広報、HP等